訪問看護料金表 要介護

1. 基本料金

- ※ サービス提供体制強化加算(6単位)を含んだ料金を、札幌市(1単位=10.21円)単価で算出した金額です。訪問回数等により料金が多少下記と異なる場合があります。
- ※ 法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の末届け・支給限度額を超える分・保険料滞納の場合など)は、10割負担となる場合があります。

	訪問時間(1 回につき)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問看護 [1	20 分未満	327円	654円	981 円
訪問看護 [2	5護 I 2 30 分未満	487円	974円	1,461 円
訪問看護I3	30 分~60 分未満	847円	1,693円	2,540円
訪問看護 [4	60 分~90 分未満	1,158円	2,316円	3,474 円

	用件		利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
	H		(1割)	(2割)	(3割)
①訪問看護初回加算 I	新規に訪問看護を利用し、病院又 保険施設から退院又は退所した日 看護を利用した場合に適応されま	に訪問	358円	715円	1,702円
訪問看護初回加算 II	新規に訪問看護を利用された場合要支援から要介護又は要介護の度に変更となった場合、 過去2か月サービスの提供を受けれる。	要支援	307円	613円	919円
②退院時共同指導加算	入院中・入所中の方が退院・退所 あたり、病院・介護老人保健施設 退院カンファレンスが行われたり 宅での療養上、必要な指導を行い いたします。	だて 場合、在	613円	1,226 円	1,838 円
③緊急時訪問看護加算	24 時間連絡がとれ、緊急時いつ でも電話相談が受けられます。 状況によっては訪問もいたしま	I	613円	1,226円	1,838円
(月に 1 回算定)	す。(営業時間以外は携帯電話で対応しております。)	П	586 円	1,172円	1,758円

④特別管理加算 I	在宅にて※1)の状態にある方の管理・指		C44 III	4 004 TI	4 COO III
(月に1回算定)	導をいたします。		511円	1,021 円	1,532円
特別管理加算Ⅱ	在宅にて※2)の状態にある方	うの管理・指	256円	511円	766円
(月に1回算定)	導をいたします。		200 17	סווכ	7001
	夜間:18時~22時	訪看Ⅰ1	80円	160円	239円
 ⑤夜間•早朝加算	早朝:6時~8時	訪看 [2	120円	239円	359円
○	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看 I 3	210円	419円	628円
	時訪問について算定します。	訪看 [4	288円	576円	864 円
	深夜:22 時~6 時	訪看 [1	161円	321円	481 円
	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看 [2	240円	480円	720円
⑥深夜加算 	時訪問について算定します	訪看 I 3	420円	840円	1,259円
		訪看 [4	576円	1,152円	1,728円
	在宅にて※3)の状態にある方	で、同時に	(30 分未満)	(30 分未満)	(30 分未満)
⑦複数名訪問加算	複数の看護師等が訪問看護を	行なった時	260円	519円	778円
(訪問 1 回につき)	に適応されます。		(30 分以上)	(30 分以上)	(30 分以上)
			411円	821円	1,232 円
⑧長時間訪問看護加算 (訪問 1 回につき)	在宅にて※1)※2)の状態にある方で、 1時間30分未満の訪問看護後、引き続き訪問看護を利用され、通算1時間30分以上の訪問看護を利用された場合に適応されます。		307円	613円	919円
⑨ターミナルケア加算	死亡日を含む 14 日以内に 2 日以上訪問 看護を利用した場合に適応されます。		2,553円	5,105円	7,658円
⑩口腔連携強化加算 (月に 1 回算定)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に適応されます。		51 円	102円	153円

- ※ 緊急時に訪問した場合も、利用された分の料金は頂くことになります。
- ※ 新規で訪問看護を利用開始時に算定する加算は①か②のどちらかになります。
- ※1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ、 留置カテーテルを使用している状態
- ※2) ・腹膜灌流をされている方 ・血液透析をされている方 ・在宅酸素をされている方
 - ・中心静脈栄養をされている方 ・経管(経腸栄養)をされている方 ・自己導尿されている方
 - 持続陽圧呼吸法をされている方 悪性腫瘍の方 自己疼痛管理指導を受けている方
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態の方 ・真皮を超える褥瘡の方
 - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方
- ※3)・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方
 - 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

1) 交通費 下記区域以外の方 1回200円(税込)

区域 札幌市 清田区、厚別区、豊平区、白石区 北広島市

2) 超過料金(税込)

1回の訪問で	30 分ごと	※1) ※2) の対象外の方に算定
90 分を超えた場合	1,000円	

3) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

4. その他

1) 訪問看護指示書

- 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり 病状によって 1~6 ヵ月に 1 回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますので ご了承ください。
- 2) 要介護者であっても以下の場合は医療保険の適応になります。
 - 厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度が I 度または II 度のものに限る))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

・特別訪問看護指示書の交付を受けている方 病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を 限度として訪問、算定となります。

訪問看護料金表要支援

1. 基本料金

- ※ サービス提供体制強化加算(6単位)を含んだ料金を、札幌市(1単位=10.21円)単価で算出した金額です。訪問回数等により料金が多少下記と異なる場合があります。
- ※ 法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の末届け・支給限度額を超える分・保険料滞納の場合など)は、10割負担となる場合があります。

	訪問時間(1 回につき)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問看護 [1	20 分未満	316円	631円	947円
訪問看護 [2	問看護 [2 30 分未満	467円	933円	1,400円
訪問看護I3	30 分~60 分未満	817円	1,634 円	2,451 円
訪問看護 [4	60 分~90 分未満	1,119円	2,238円	3,357円

	用件		利用者負担額	利用者負担額	利用者負担額
	H H		(1割)	(2割)	(3割)
①訪問看護初回加算 I	新規に訪問看護を利用し、病院又は介護 保険施設から退院又は退所した日に訪問 看護を利用した場合に適応されます。		358円	715円	1,702円
訪問看護初回加算 II	新規に訪問看護を利用された場合、 要支援から要介護又は要介護から要支援 に変更となった場合、 過去2か月サービスの提供を受けていな い場合に適応されます。		307円	613円	919円
②退院時共同指導加算	入院中・入所中の方が退院・退所 あたり、病院・介護老人保健施設 退院カンファレンスが行われた場 宅での療養上、必要な指導を行い いたします。	と にて 場合、在	613円	1,226 円	1,838 円
③緊急時訪問看護加算 (月に1回算定)	24 時間連絡がとれ、緊急時いつ でも電話相談が受けられます。 状況によっては訪問もいたしま	I	613円	1,226円	1,838円
	す。(営業時間以外は携帯電話で対応しております。)	I	586円	1,172円	1,758円

() +		L			J
④特別管理加算 I	在宅にて※1)の状態にある方の管理・指		511円	1,021 円	1,532円
(月に1回算定)	導をいたします。				
特別管理加算Ⅱ	在宅にて※2)の状態にあるが	5の管理・指	256円	511円	766 円
(月に 1 回算定)	導をいたします。		2011	01113	70013
	夜間:18時~22時	訪看Ⅰ1	77円	153円	230円
 ⑤夜間•早朝加算	早朝:6時~8時	訪看 [2	115円	229円	343円
② 牧 * 干粉 异	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看I3	203円	405円	607円
	時訪問について算定します。	訪看 [4	278円	556円	834円
	深夜:22 時~6 時	訪看 [1	155円	309円	463円
 ⑥深夜加算	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看 [2	230円	460円	690円
り 沫 役 加 昇	時訪問について算定します。	訪看I3	406円	811円	1,216円
		訪看 [4	557円	1,113円	1,670円
	在宅にて※3)の状態にあるが	って、同時に	(30 分未満)	(30 分未満)	(30 分未満)
⑦複数名訪問加算	複数の看護師等が訪問看護を	行なった時	260円	519円	778円
(訪問 1 回につき)	に適応されます。		(30 分以上)	(30 分以上)	(30 分未満)
			411円	821円	1,232円
8長時間訪問看護加算 (訪問 1 回につき)	在宅にて※1)※2)の状態にある方で、 1時間30分未満の訪問看護後、引き続き訪問看護を利用され、通算1時間30分以上の訪問看護を利用された場合に適応されます。		307円	613円	919円
⑨口腔連携強化加算(月に 1 回算定)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に適応されます。		51 円	102円	153円

- ※ 緊急時に訪問した場合も、利用された分の料金は頂くことになります。
- ※ 新規で訪問看護を利用開始時に算定する加算は①か②のどちらかになります。
- ※1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ、 留置カテーテルを使用している状態
- ※2) ・腹膜灌流をされている方 ・血液透析をされている方 ・在宅酸素をされている方
 - ・中心静脈栄養をされている方 ・経管(経腸栄養)をされている方 ・自己導尿されている方
 - ・持続陽圧呼吸法をされている方 ・悪性腫瘍の方 ・自己疼痛管理指導を受けている方
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態の方 ・真皮を超える褥瘡の方
 - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方
- ※3)・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

1) 交通費 下記区域以外の方 1回200円(税込)

区域 札幌市 清田区、厚別区、豊平区、白石区 北広島市

2) 超過料金(税込)

1回の訪問で	30 分ごと	※1)※2)の対象外の方に算定
90 分を超えた場合	1,000円	

3) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

エンゼルケア利用料	5,000 円

4. その他

2) 訪問看護指示書

- 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり 病状によって 1~6 ヵ月に 1 回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますので ご了承ください。
- 3) 要支援者であっても以下の場合は医療保険の適応になります。
 - ・厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度またはIII度のものに限る))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

・特別訪問看護指示書の交付を受けている方 病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を 限度として訪問、算定となります。

訪問看護料金表 要介護

同一敷地内の建物に住居している方への訪問

2024年6月現在

1. 基本料金

- ※ サービス提供体制強化加算(6単位)を含んだ料金を、札幌市(1単位=10.21円)単価で算出した金額です。訪問回数等により料金が多少下記と異なる場合があります。
- ※ 法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の末届け・支給限度額を超える分・保険料滞納の場合など)は、10割負担となる場合があります。

※

	訪問時間(1 回につき)	訪問時間(1回につき)利用者負担額利用者負担額(1割)(2割)		利用者負担額 (3割)
訪問看護 [1	20 分未満	295円	590円	885円
訪問看護 [2	30 分未満	439円	878円	1,317円
訪問看護 I 3	30 分~60 分未満	763円	1,526円	2,288円
訪問看護 [4	60 分~90 分未満	1,043 円	2,085円	3,128円

	用件		利用者負担	利用者負担額	利用者負担額
	H H		額 (1割)	(2割)	(3割)
①訪問看護初回加算 I	新規に訪問看護を利用し、病院又は介護保 険施設から退院又は退所した日に訪問看 護を利用した場合に適応されます。		358円	715円	1,702円
訪問看護初回加算	新規に訪問看護を利用された場合、 要支援から要介護又は要介護から要支援 に変更となった場合、 過去 2 か月サービスの提供を受けていな い場合に適応されます。		307円	613円	919円
②退院時共同指導加算	入院中・入所中の方が退院・退所するにあ たり、病院・介護者人保健施設にて 退院カンファレンスが行われた場合、在宅 での療養上、必要な指導を行い、提供いた します。		613円	1,226 円	1,838円
③緊急時訪問看護加算	24 時間連絡がとれ、緊急時いつでも電話相談が受けられます。 状況によっては訪問もいた	I	613円	1,226円	1,838円
(月に1回算定)	します。(営業時間以外は携帯 電話で対応しております。)	П	586円	1,172円	1,758円

④特別管理加算 I	在宅にて※1)の状態にある方の管理・指		511円	1,021 円	1,532円
(月に1回算定)	導をいたします。			.,	.,
特別管理加算Ⅱ	在宅にて※2)の状態にある方の	の管理・指	256円	511円	766円
(月に1回算定)	導をいたします。		20013	01113	70013
	夜間:18 時~22 時	訪看 [1	72円	143円	215円
	早朝:6時~8時	訪看 [2	109円	217円	325円
⑤夜間·早朝加算 	同月内の 2 回目以降の緊急時	訪看 I 3	189円	378円	567円
	訪問について算定します。	訪看 [4	259円	517円	775円
	深夜:22 時~6 時	訪看Ⅰ1	144円	288円	432円
	同月内の 2 回目以降の緊急時	訪看 [2	217円	433円	650円
⑥深夜加算 	訪問について算定します。	訪看I3	378円	756円	1,134円
		訪看 [4	518円	1,036円	1,553円
	在宅にて※3)の状態にある方で、同時に		(30分未満)	(30 分未満)	(30 分未満)
⑦複数名訪問加算	複数の看護師等が訪問看護を行	うなった 時	260円	519円	778円
(訪問 1 回につき)	に適応されます。		(30分以上)	(30 分以上)	(30 分未満)
			411円	821円	1,232円
⑧長時間訪問看護加算 (訪問1回につき)	在宅にて※1)※2)の状態にある方で、1時間30分未満の訪問看護後、引き続き訪問看護を利用され、通算1時間30分以上の訪問看護を利用された場合に適応されます。		307円	613円	919円
⑨ ターミナルケア加算	死亡日を含む14日以内に2日以上訪問看 護を利用した場合に適応されます。		2,553 円	5,105円	7,658円
⑩口腔連携強化加算 (月に 1 回算定)	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に適応されます。		51 円	102円	153円

- ※ 緊急時に訪問した場合も、利用された分の料金は頂くことになります。
- ※ 新規で訪問看護を利用開始時に算定する加算は①か②のどちらかになります。
- ※1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ、 留置カテーテルを使用している状態
- ※2) ・腹膜灌流をされている方 ・血液透析をされている方 ・在宅酸素をされている方
 - ・中心静脈栄養をされている方 ・経管(経腸栄養)をされている方 ・自己導尿されている方
 - ・持続陽圧呼吸法をされている方 ・悪性腫瘍の方 ・自己疼痛管理指導を受けている方
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態の方 ・真皮を超える褥瘡の方
 - ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方
- ※3)・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

1) 交通費 下記区域以外の方 1回200円(税込)

区域 札幌市 清田区、厚別区、豊平区、白石区 北広島市

2) 超過料金(税込)

1回の訪問で	30 分ごと	※1) ※2) の対象外の方に算定
90 分を超えた場合	1,000円	

3) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

4. その他

4) 訪問看護指示書

- 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり 病状によって 1~6 ヵ月に 1 回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますので ご了承ください。
- 2) 要介護者であっても以下の場合は医療保険の適応になります。
 - 厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII 度またはII 度のものに限る))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

・特別訪問看護指示書の交付を受けている方 病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を 限度として訪問、算定となります。

訪問看護料金表 要支援

同一敷地内の建物に住居している方

2024年6月現在

1. 基本料金

- ※ サービス提供体制強化加算(6単位)を含んだ料金を、札幌市(1単位=10.21円)単価で算出した金額です。訪問回数等により料金が多少下記と異なる場合があります。
- ※ 法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の末届け・支給限度額を超える分・保険料滞納の場合など)は、10割負担となる場合があります。

	訪問時間(1 回につき)		利用者負担額	利用者負担額
		(1割)	(2割)	(3割)
訪問看護 I 1	20 分未満	285円	570円	855円
訪問看護 I 2	30 分未満	421 円	842円	1,262円
訪問看護 I 3	30 分~60 分未満	737円	1,473 円	2,209円
訪問看護 [4	60 分~90 分未満	1,008円	2,016円	3,024 円

	H #	用件		利用者負担額	利用者負担額
	H3 +			(2割)	(3割)
①訪問看護初回加算 [新規に訪問看護を利用し、病院又は介護 保険施設から退院又は退所した日に訪問 看護を利用した場合に適応されます。		358円	715円	1,702円
訪問看護初回加算 II	新規に訪問看護を利用された場合要支援から要介護又は要介護かに変更となった場合、 過去2か月サービスの提供を受い場合に適応されます。	307円	613円	919円	
②退院時共同指導加算	入院中・入所中の方が退院・退所するに あたり、病院・介護老人保健施設にて 退院カンファレンスが行われた場合、在 宅での療養上、必要な指導を行い、提供 いたします。		613円	1,226 円	1,838円
③緊急時訪問看護加算	24時間連絡がとれ、緊急時いつでも電話相談が受けられます。状況によっては訪問もいた	I	613円	1,226円	1,838円
(月に 1 回算定)	します。(営業時間以外は携帯 電話で対応しております。)	П	586円	1,172円	1,758円

④特別管理加算 I (月に 1 回算定)	在宅にて※1)の状態にある方の管理・指導をいたします。		511円	1,021 円	1,532円
特別管理加算 II (月に 1 回算定)	在宅にて※2) の状態にある方 導をいたします。	うの管理・指	256円	511円	766円
	夜間:18時~22時	訪看Ⅰ1	70円	139円	209円
	早朝:6時~8時	訪看 [2	104円	207円	310円
⑤夜間・早朝加算	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看I3	182円	364 円	546円
	時訪問について算定します。	訪看 [4	251円	501円	751円
	深夜:22 時~6 時	訪看 [1	139円	278円	417円
○ 次 方 加	同月内の 2 回目以降の緊急	訪看 [2	208円	415円	622円
⑥深夜加算 	時訪問について算定します。	訪看I3	365円	729円	1,094円
		訪看 [4	501円	1,001 円	1,501円
	在宅にて※3)の状態にある方で、同時に		(30 分未満)	(30 分未満)	(30 分未満)
⑦複数名訪問加算	複数の看護師等が訪問看護を行なった時		260円	519円	778円
(訪問 1 回につき)	に適応されます。		(30 分以上)	(30 分以上)	(30 分以上)
			411円	821 円	1,232円
⑧長時間訪問看護加算 (訪問1回につき)	在宅にて※1)※2)の状態にある方で、 1時間30分未満の訪問看護後、引き続き訪問看護を利用され、通算1時間30分以上の訪問看護を利用された場合に適応されます。		307円	613円	919円
⑨□腔連携強化加算 (月に1回算定)	口腔の健康状態の評価を実施した場合に おいて、利用者の同意を得て、歯科医療 機関及び介護支援専門員に対し、当該評 価の結果を情報提供した場合に適応され ます。		51 円	102円	153円

- ※ 緊急時に訪問した場合も、利用された分の料金は頂くことになります。
- ※ 新規で訪問看護を利用開始時に算定する加算は①か②のどちらかになります。
- ※1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ、 留置カテーテルを使用している状態
- ※2) ・腹膜灌流をされている方 ・血液透析をされている方 ・在宅酸素をされている方
 - ・中心静脈栄養をされている方 ・経管(経腸栄養)をされている方 ・自己導尿されている方
 - ・持続陽圧呼吸法をされている方 ・悪性腫瘍の方 ・自己疼痛管理指導を受けている方
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態の方 ・真皮を超える褥瘡の方
 - ・ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる方
- ※3)・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方
 - ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

1) 交通費 下記区域以外の方 1回200円(税込)

区域 札幌市 清田区、厚別区、豊平区、白石区 北広島市

2) 超過料金(税込)

1回の訪問で	30 分ごと	※1)※2)の対象外の方に算定
90 分を超えた場合	1,000円	

3) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

エンゼルケア利用料	5,000円

4. その他

5) 訪問看護指示書

- 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり 病状によって 1~6 ヵ月に 1 回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますので ご了承ください。
- 2) 要支援者であっても以下の場合は医療保険の適応になります。
 - ・厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がII度またはIII度のものに限る))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

・特別訪問看護指示書の交付を受けている方 病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14日を 限度として訪問、算定となります。

1. 基本料金

※ 通常は1週間の中で3日までの訪問となります。

区分	健保 • 国保 前期高齢者(70~74 歳) 後期高齢者(75 歳以上)				
負担割合	3割負担 2割負担 1割負担				
月初め 1 日目	3,970円	2,640 円	1,320円		
2日目以降週3日まで	2,570円	1,710円	860円		
週4日目以降	2,870円	1,910円	960円		

公的負担医療制度(重度心身障がい者医療費助成・特定疾患受給証など)をお持ちの方は、利用料金が異なる場合が

あります。お尋ねください。

同一日に同一建物居住者2人以上へ訪問した場合は減額となります。

一時外泊をしている入院中の方への訪問

入院中1回を	限度	2,550円	1,700円	850円
--------	----	--------	--------	------

退院後、訪問看護を利用される事が条件となります。

①退院時共同指導加算	2,400円	1,600円	800円		
	入院中・入所中の方が退院・退所するにあたり、病院・介護老人保健施設にて				
	退院カンファレンスが行われ	に場合、文書にて説明いたし	ます。		
②特別管理指導加算	600円	400円	200円		
	退院後、特別な管理が必要な	(流) (※2) ※3) 対象者) に対	して、退院時共同指導加算に		
	追加して加算されます。				
③退院支援指導加算	1,800 円	1,200 円	600円		
退院指導時間が	退院日に ※1) ※2) ※3)	の対象者及び退院当日に訪問看	護が必要な方へ在宅で療養上		
90 分以内	必要な指導を行った場合に算	定されます。			
③退院支援指導加算	2,520円	1,680円	840円		
退院指導時間が 退院日に ※2)※3)の対象者及び退院当日に訪問看護が必要な方へ在宅で約					
90 分を超えた場合	指導を行った場合に算定されます。				
④在宅患者緊急時等	600円	400円	200円		
カンファレンス加算	病状の急変時等に医師の求めにより自宅でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を				
(月に2回限り算定)	行った場合に算定されます。				
⑤在宅患者連携指導加算	900円	600円	300円		
(月に1回算定)	訪問診療を実施している医療	機関や薬局と情報を共有して、	、療養上必要な指導を行った		
	場合に算定されます。				
⑥24 時間対応加算	2,040 円	1,360 円	680円		
1	24 時間連絡をとることができ	き、必要に応じて定期以外の臨時	詩問が受けられます。		
(月に 1 回算定)	(訪問の際には、利用料、交流	通費、時間により時間外料金をし	いただきます。)		
24 時間対応加算	1,960円	1,300 円	650円		

	24 時間連絡をとることができ、必要に応じて定期以外の臨時訪問が受けられます。				
(月に1回算定)	(訪問の際には、利用料、交流	A費、時間により時間外料金をV	いただきます。)		
⑦特別管理加算難※2)	1,500円	1,000円	500円		
特別管理加算 ※3)	750円	500円	250円		
(月に1回算定)	※2)※3)の対象者に算定る	されます。			
⑧複数回訪問加算					
18620	1,350円	900円	450円		
1日に3回以上	2,400円	1,600円	800円		
	※1)~※4)の対象者に算別	定されます。			
⑨複数名加算週に1日限度	1,350円	900円	450円		
看護師 2 名での訪問	※1)~※5)の対象者に算別	定されます。			
⑩長時間加算 (90分を超えた場合・	1,560円	1,040円	520円		
週に1日限度)	※2)※3)※4)の対象者に算定されます。				
① 夜間 • 早朝加算 夜間: 18 時~22 時 早朝:6 時~8 時	630円	420円	210円		
⑫深夜訪問看護加算 深夜:22時~翌6時	1,260円	840円	420円		
③ターミナルケア療養費	7,500 円	5,000円	2,500円		
	在宅で死亡し、死亡日を含む1	5日以内に2回以上訪問看護を	利用した場合に適応されます。		
⑭訪問看護医療	15円	10円	5円		
DX 情報活用加算	オンライン資格確認により、診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管				
(月に1回限り算定)	理を行った場合に算定されます	.			
⑤緊急時訪問看護加算	800円	530円	270円		
(月 14 日目まで)	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に 1 日につき算定されます。				
緊急時訪問看護加算	600円	400円	200円		
(月 15 日目以降)	電話等で緊急の求めに応じて訪問した場合に 1 日につき算定されます。				
16訪問看護ベースアップ	234円	156円	78円		
評価料(I) (月に1回限り算定)	職員の賃金改善を図るために	方問看護ベースアップ評価料とし	ンて算定されます		

※1) 厚生労働大臣が定める疾病等の方

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症

パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度または

Ⅲ度のものに限る))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガ

一症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の方

※2) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者管理指導を受けている気管カニューレ、 留置カテーテルを使用している方

※3)在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、

在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管法指導管理、

在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅陽圧呼吸療法指導管理、

在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方

人工肛門、人工膀胱を設置している方 真皮を越える褥瘡がある方

点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる方

※4) 特別訪問看護指示書の交付を受けている方

病状が悪化し、頻回に訪問が必要な場合は主治医より特別訪問看護指示書の交付を受け、14 日を限度 として訪問、算定となります。

- ※5)・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方
 - 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる方

3. 保険適応外料金

1) 交通費(稅込)

距離(片道)	料 金	
2km以内	200円	
2~5km	400円	
5km以上	600円	

*天候不順などにより、ステーション車での訪問が困難な場合は やむを得ず営業車を利用することがあります。

営業車を利用した場合は実費になります。

2) 超過料金(税込)

1回の訪問で	30 分ごと
90 分を超えた場合	1,000円

※2) ※3) ※4) の対象者は週の2日目以降より算定

※2) ※3) ※4) の対象外の方は週の1日目より算定

3) 時間外料金(税込)

利用料の他に下記の料金がかかります。

曜日	時間	料金
土・日・祝日、年末・年始	終日	1回 3,200円

4) その他(税込)

ご自宅で死亡され当事業所の物品を使用した場合、下記の料金がかかります。

4. その他

- 1) 訪問看護指示書
 - ・ 訪問看護は主治医の指示のもと行っているため、主治医の交付した訪問看護指示書が必要となり

病状によって 1 \sim 6 ヵ月に 1 回発行されます。医療機関より訪問看護指示書料を請求されますのでご了承ください。